

生活介護事業所 ハーモニーかすみ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 かすみが丘学園が設置経営する生活介護事業所 ハーモニーかすみ(以下「事業所」という。)が行う生活介護事業(以下「事業」という。)は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携に努めるものとする。

3 前二項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 生活介護事業所 ハーモニーかすみ
- (2)所在地 坂井市坂井町下新庄18-11-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(兼任職員 1名)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2)サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関するを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導又は助言等を行う。

- (3)医師 1名(嘱託)

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (4)生活支援員 3名(常勤職員 3名)

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

- (5)看護職員 1名(常勤職員1名)

看護職員は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1)営業日

月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分

土曜日 午前8時30分から午後2時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

(1)知的障害者で常時介護等の支援が必要な方

(業務の内容)

第8条 この事業所が提供する指定生活介護の内容は次のとおりとする。

(1)個別支援計画の作成

(2)食事・入浴・排泄又は清拭等の介助

(3)創作的活動

(4)軽作業等の生産的活動

(5)余暇活動

(6)健康管理

(7)利用者又は家族に対する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者(以下「利用者」という。)から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1)食事の提供に要する費用 (普通食)570円/食・(特別食)620円/食

* 但し、食事提供体制加算対象者(低所得者の軽減措置)の場合は原材料費相当額
150円/食(特別食200円/食)

(2)入浴にかかる光熱水費 411円

(3)通所にかかる送迎費用 27円/km

(4)創作的活動又は生産活動に係る材料費:実費

(5)日用品費:実費

(6)その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前三項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

坂井市、あわら市全域

(工賃の支払)

第 11 条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 サービスを利用するにあたって、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容について利用申込者の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時における対応)

第 14 条 事業所の職員は、指定生活介護のサービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合やその他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医及び家族に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、嘱託医や協力医療機関への緊急搬送等必要な処置を講ずる。

(1)嘱託医

氏名:武藤 寛

(2)協力医療機関

ともだクリニック 院長 友田 幸一(内科・小児科・リハビリテーション科)

坂井市坂井町長畑25-3-1

- 2 協力医療機関、周辺医療機関または利用者が選択する医療機関に搬送、治療を受けます。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は利用者が負担。

(衛生管理)

- 第 15 条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。
 - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(苦情解決)

- 第 17 条 事業所は提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 19 条 事業所は、職員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 採用時研修 採用後3ヶ月以内
継続研修 年1回
- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - ・個別支援計画書
 - ・具体的なサービスの内容等の記録
 - ・市町村への通知に係る記録
 - ・身体拘束等に係る記録
 - ・苦情の内容等の記録
 - ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かすみが丘学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

- 〃 平成24年6月1日 一部改正
- 〃 平成24年12月21日 一部改正
- 〃 平成25年7月1日 一部改正
- 〃 平成26年6月1日 一部改正